

本資料は令和5年9月27日に開催されました
進路指導研修会「成年後見制度」にて使用されたものです。
資料の内容については当時のもものになります。
最新の情報については別途御確認ください。
尚、本資料は各団体様のご厚意で掲載しております。
これらの資料を個人の利用を超える範囲で使用することは
お控えください。

「 成年後見制度について 」

令和 5年 9月27日

特定非営利活動法人
知多地域権利擁護支援センター
理事長 今井 友乃

1 平成12年4月からスタート

(1) 以前は、「禁治産・準禁治産制度」がありました

- 「法律行為」はすべて否定
- 「何もできない人」とレッテルを

(2) 「判断能力の低下によって生じるさまざまな
問題から身を守る制度」

- 「どんな障害を持っていても地域社会の中で自己決定を尊重しながら生きていくことを支える仕組み」

本人の財産管理や契約行為を行うのが役割

成年後見制度とは何？

判断能力が不十分なため、そのことによって不利益を被る恐れのある人を、不利益を被らないために、法律面や生活面で保護したり、支援する制度。（民法で規定されている） 本人のために生活支援や財産管理を行う。後見人は法的な権限を持つ

後見人の仕事と責任

後見人は、被後見人（後見を受ける人のこと）の身上監護に関する法律行為と財産管理を行う。また行った職務の内容を家庭裁判所に報告する。

2 分類

(1) 法定後見制度

- ・判断能力に欠けている人に対し利用される

① 補助...判断能力が不十分な方を対象

※だいたい日常生活は自分一人で困らずにできるが
少し不安がある場合の支援

② 保佐...判断能力が著しく不十分な方を対象

※ふだんの買い物くらいはできるが、財産行為等を
一人で行うのは困難である場合の支援

③ 後見...判断能力がほとんどない方を対象

※そもそも日常生活を送る上で、買い物をしたり、
福祉サービスの契約をしたりという「法律行為」の
意味がわからない人の支援

利用の手続き

- 家庭裁判所に申立て

- 申立てのできる人
 - ①本人
 - ②父母や配偶者（夫・妻）
 - ③4親等内の親族
（兄弟姉妹、祖父母、おじおば、いとこ）
 - ④身よりのない人の場合→市区町村長

- 後見人の選任
申立てを受けて家庭裁判所が必要かどうか判断
↓
後見人等選任

(2) 任意後見制度

- ・今は大丈夫！将来のために・・・

「利用の流れ」

支援内容を決め後見人を選ぶ



公正証書による契約と登記



判断能力が十分でなくなった



申立て



家庭裁判所の審判



成年後見の登記



支援の開始

3 後見人の権利

- (1) 代理権...本人が本来行う法律行為を本人に代わって行う権利
- (2) 同意権...本人が行った法律行為を了解する
- (3) 取消権...本人が行った法律行為が、実はだまされているのではないか、損しているのではないか、と思われるとき、それを取り消すことができる権限

類 型	代理権	同意権	取消権
補 助	△	△	△
保 佐	△	◎	◎
後 見	◎	◎	◎

◎全面的に権利を持つ

△本人の同意が必要

4 後見人のやるべきこと

(1) 財産管理...本人に属する財産の管理を 目的とする行為

- 不動産の売買
- 賃貸借
- 預貯金の出し入れ
- 地代家賃の支払い・受領
- 保険料・公共料金の支払い等

(2) 身上監護...本人の生活や健康や医療に 関する法律行為

- 介護サービスのコーディネーター（ホームヘルパーの派遣等）をはじめとする個々の介護契約、福祉サービス利用契約の締結
- それぞれの契約がきちんと履行されているのか見守り、介護保険の要介護認定の申請・異議申立て等

後見人として仕事の内容に含まれないこと

- ・医療同意
- ・入院・入所の身元引受人、身元保証人
- ・介護や看護の事実行為
 - 食事・排泄・入浴の介助
 - 毎日の買い物支援
 - 家事労働
 - 外出支援・送迎など

5 後見人は誰にする...

(1) 親族後見

(2) 第三者後見

6 費用はどれくらいか

(1) 申立て費用

(2) 法定後見人の報酬

7 後見人の役目はいつまでか

(1) 被後見人死亡

(2) 後見人の辞任・解任

申立て手続きについて

1 申立必要書類

(1) 申立書類

- ① 診断書等
- ② 申立書（後見、保佐、補助）
- ③ 本人に関する紹介書
（財産目録、本人収支表、親族同意書、親族関係図）
- ④ 候補者に関する紹介書

(2) 添付書類

- ① 申立人...戸籍謄本
- ② 本人...戸籍謄本、住民票又は戸籍の附票
登記されていないこと
- ③ 候補者...住民票又は戸籍の附票

※本人の財産についての資料

- ① 不動産...全部事項証明書（登記簿謄本）
上記不動産の固定資産税評価証明書
- ② 預金...預貯金通帳のコピー
- ③ 有価証券...有価証券（株式、出資金等）のコピー
- ④ 保険...各種保険契約の保険証券のコピー
- ⑤ 負債...本人が債務者等になっている負債について
具体的な内容を示す資料のコピー

※本人の収支についての資料

- ① 収入...年金証書・手当通知書等のコピー
- ② 支出...医療費や施設利用料の請求書、領収書等のコピー

2 市町村長申立てについて

(1) どんな場合に...

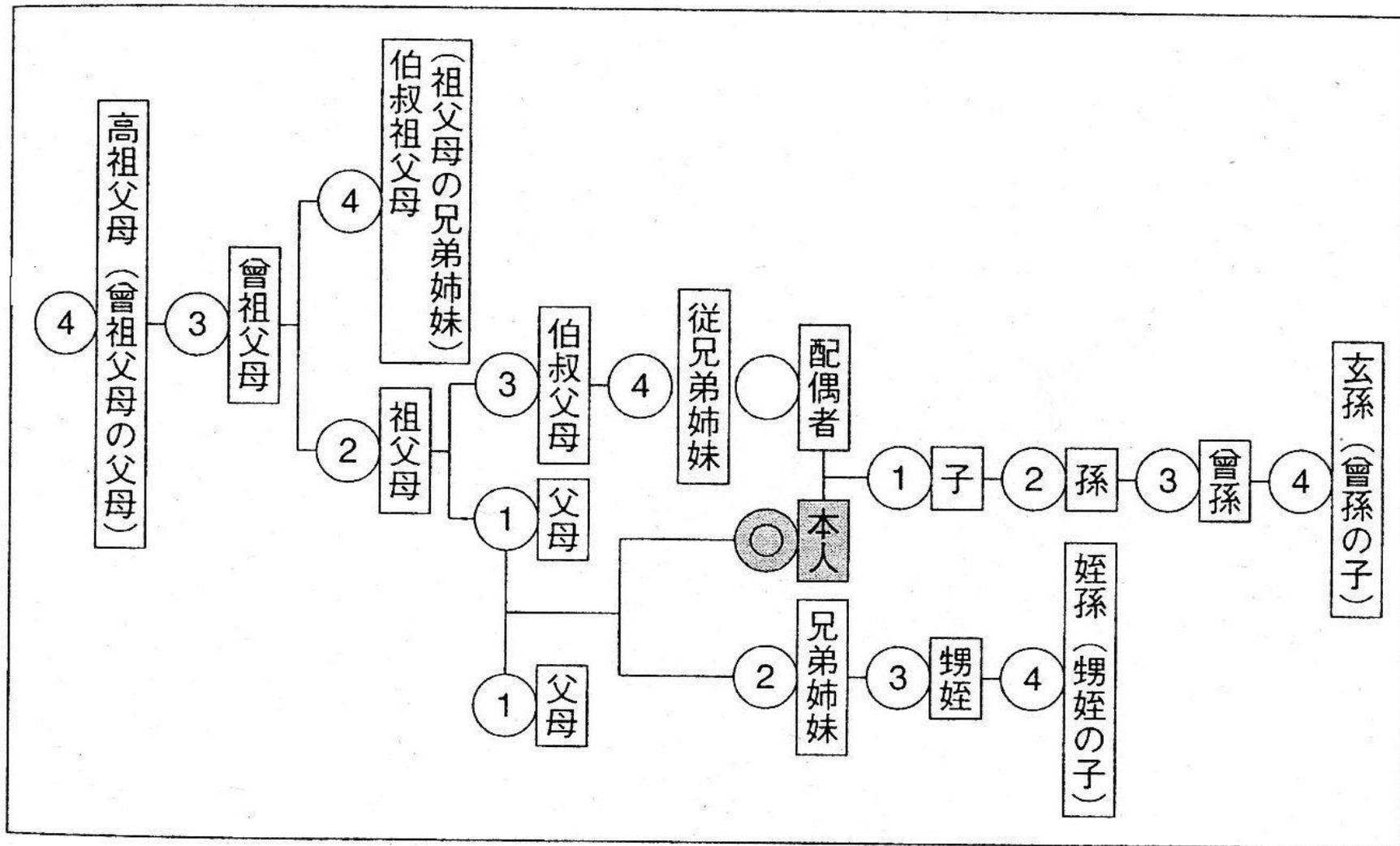
判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者
について

「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」

(2) 根拠法

- ① 老人福祉法第32条
- ② 知的障害者福祉法第28条
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
第51条の11の2

【参考1 四親等内の親族】



成年後見制度利用に関しての心配事

- ・ 申立の支援は誰が？

知多地域権利擁護支援センター等

- ・ 身寄りがない人は誰がお願いするの？

市長村長申立

- ・ お金がない人は使えるの？

成年後見利用支援事業を活用

- ・ 誰が後見人になってくれるの？

弁護士、司法書士、社会福祉士、
市民後見人、法人後見等

実際に成年後見制度を 利用するときに気を付けること

- 判断能力の有無であり、身体的なことではない
- 一度使うと辞めることはできない（正しくは、判断能力が戻ってきたら辞めることが可能）
- 後見監督人が付くことがある。
- 後見制度支援信託を利用しなくてはいけないことがある。
- 誰に後見人をしてもらうかで、事情は異なる。
- 成年後見制度を使ったからといって幸せにはならない。

- 親なき後のこと

- ★何があれば親は安心して亡くなることができるか？

- ★親が亡くなった人

- 皆さん元気に暮らしています。

- つらい思いはしていません。

信託、遺言、色々ありますが

お金だけでは、幸せにはなりません。

地域活動をしましょう。たとえば「子ども食堂」